

壬生町新規出店促進支援事業実施要綱

令和3年6月2日

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者に対し、必要な経費の一部を補助することにより、魅力ある町並みをつくり、地域の賑わいを再生することで地域経済の活性化を図ることを目的とする壬生町新規出店促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き店舗等 3月以上事業の用に供されていない店舗であるもの。

ただし、同一建物に住宅部分を有する場合は、住宅部分と店舗部分が明確に分離できるもの又は店舗を目的とした賃借できる既存の建物

(2) 開業者 空き店舗等を活用した店舗を開業しようとする者をいう。

(補助の対象地域)

第3条 本事業の対象となる地域は、壬生町内の都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に基づく「市街化地域（近隣商業・工業地域を除く）」とする。

(補助の対象者)

第4条 本事業の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、開業者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 空き店舗等を自ら使用して事業を行うこと。

(2) 壬生町商工会に加盟すること。

(3) 住所地（法人等にあつては主たる事務所）において市区町村税を滞納していないこと。

(4) 資格や許認可を必要とする業種の場合、事業開始までに当該資格等を有すること。

(5) 前条の対象地域内での移転でないこと。

(6) 本商工会の経営指導を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、交付対象外とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に係る者

(2) 空き店舗等の所有者若しくは当該所有者の3親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者。ただし、所有者以外の者が従前の業態を転換して、新たな事業形態で開業する場合を除く。

(補助対象事業)

第5条 本事業の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、開業者の行う事業であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 開業後2年以上継続して行う予定であるもの。
- (2) 小売業、飲食業又はサービス業（事務所を除く。）などのうち、まちなかの賑わいづくりに資すると商工会長が認めるもの。
- (3) 空き店舗等を売買等により取得して開業する場合、権利取得後1年以内に本要綱による交付申請が受理されたもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象としない。

- (1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の対象となる施設及び当該施内のテナント型店舗に係るもの。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業であるもの。
- (3) 申請した年度内に改装工事が完了しないもの。
- (4) その他商工会長が不適切と認めるもの。

（補助対象経費）

第6条 本事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、別表に定める費用とする。ただし、国・県又は町等が交付する補助金若しくは助成金の対象となった経費は、補助対象外とする。

(1) 新規出店改装補助事業

ア 開業前に実施した空き店舗等の改装及び設備に要する費用（当該店舗において行う事業に必要な範囲内のものに限る。）

イ 住宅部分を有する物件では、住宅部分と店舗部分を明確に区分するための工事に要する費用

(2) 新規出店家賃補助事業 空き店舗等の賃借に要する費用（店舗兼用住宅である場合は、店舗及び住宅の面積に応じて賃借料を按分して算出するものとする。

（補助額）

第7条 補助金の額は、別表のとおりとする。なお、空き店舗等を売買等により取得して開業する場合及び所有者の3親等以内の親族又はそれらの者と生計を一にする者が従前の業態を転換して、新たな事業形態で開業する場合は家賃補助事業の補助対象としない。

（交付の申請）

第8条 本事業の申請者は、壬生町新規出店促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して商工会長に申請するものとする。なお、申請にあたり申請者より提出された申請書類等は返却しないものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 市区町村税の完納証明書
- (4) 店舗位置図、店舗平面図、改装前写真

(5) 事業計画に関する意見書（様式第4号）

(6) その他商工会長が必要と認める書類

2 募集期間 本事業の申請は、年1回以上、期間を定めて募集する。なお、申請は先着順とする。

3 改装補助事業にあつては、交付決定後に着手したものを補助対象とし、家賃補助事業のみを申請する場合においては、開業前に申請を行うものとする。なお、家賃補助事業を継続申請する場合においては、この限りでない。

（補助事業の交付申請の審査）

第9条 商工会長は、本事業の申請を受理したときは、本会正副会長会議（以下「正副会長会議」という。）において審査を行う。

2 商工会長は、家賃補助事業の交付決定をするときは、新規申請にかかる交付申請書に記載のある営業開始日の属する月の翌月から当該年度内の月について交付の決定をするものとし、翌年度の予算成立をもって残月分の継続申請にかかる交付申請書の提出を求めるものと

（審査結果及び交付採択の決定）

第10条 商工会長は、前条の規定による正副会長会議の審査結果を壬生町新規出店促進支援事業補助金決定通知書（様式5号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。又、採択の決定にあたり採択条件を追記することができる。なお、審査内容については公表しないものとし、又、決定された結果等に関する異議申し立てについては一切受け付けないものとする。

（補助事業の変更・取り下げ）

第11条 前条の規定により採択の決定通知書を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、決定の通知を受けた後、当該決定内容の変更をする場合は速やかに壬生町新規出店促進支援事業補助金変更等承認申請書（様式6号。以下「変更等承認申請書」という。）により商工会長に申請しなければならない。又、申請を取り下げる場合についても、速やかに変更等承認申請書により商工会長に申請しなければならない。

2 前条の変更等承認申請書には、以下に定める書類を添付しなければならない。但し、取り下げの添付書類は決定通知のみとする。

(1) 変更後事業計画書（様式7号）

(2) その他必要とする書類（決定通知書は必須）

（補助事業の変更等の決定）

第12条 商工会長は、補助事業者より変更等承認申請書を受理したときは、正副会長会議に諮り可否を決定し、壬生町新規出店促進支援事業補助金変更等決定通知書（様式8号。以下「変更等決定通知書」という。）により当該補助事業者に通知するものとする。なお、必要に応じ採択条件を付すことができる。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業者は、採択決定された事業計画の内容等に従って補助金の運用をしなければならない。

(補助事業の実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後1ヶ月以内に、壬生町新規出店促進支援事業補助金実績報告書(様式9号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して商工会長に提出しなければならない。

(1) 新規出店改装補助事業

- ア 交付決定通知書の写し
- イ 見積書及び領収書の写し
- ウ 改装の前後がわかる写真(カラーのものに限る。)

(2) 新規出店家賃補助事業

- ア 交付決定通知書の写し
- イ 領収書の写し

(補助金の額の確定)

第15条 商工会長は、前条の規定により補助金等実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該実績に係る補助事業の内容が補助金の交付採択の決定内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には壬生町新規出店促進支援事業補助金確定通知書(様式10号。以下「確定通知書」という。)により通知する。

(補助金の請求)

第16条 補助金の確定通知書を受けた補助事業者は、商工会長に速やかに壬生町新規出店促進支援事業補助金請求書(様式11号。以下「請求書」という。)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 前条の請求による交付は、次のとおりとする。

- (1) 新規出店改装補助事業 店舗改装の完了確認後
- (2) 新規出店家賃補助事業 四半期ごとに該当月分を交付

(補助事業の交付決定の取り消し)

第18条 商工会長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは正副会長会議に諮り、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 当該事業内容が第4条の対象事業に合致しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により決定通知書及び変更等決定通知書を受けたとき。
- (3) その他、本事業の運用に重大な支障を来す行為又は本事業の信頼を著しく損なう行為があったとき。

(補助金の返還)

第19条 商工会長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、商工会長が別に定める。

附 則（令和 3 年 6 月 2 日）
（施行期日）
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 1 2 月 1 日）
（施行期日）
この要綱の一部改正は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 5 日）
（施行期日）
この要綱の一部改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

補助対象経費	補助率	補助限度額		補助期間等
【改装補助】 内外装工事費、給排水衛生設備工事、空調設備工事、サイン工事及び電気照明工事、設計費等	1 / 2	補助基本額	4 0 万円	1 回限り
		壬生町商工会会員事業所に工事等を請け負わせた額に対する加算額	4 0 万円	
		壬生町内に事業所を有する壬生町商工会会員が店舗併用住居（居住している場合に限る）を賃借した場合の加算額	2 0 万円	
【家賃補助】 店舗賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費、地代、その他これらに類するものを除く）	1 / 2	1 か月当たり 3 万円		営業開始日の属する月の翌月から 1 年間

備考

- 1 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含めないものとする。
- 2 算出した額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

様式 1 号（第 8 条関係）

壬生町新規出店促進支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

壬生町商工会 会長 様

住所又は

所 在 地

電 話

申請者名

代表者名

⑩

令和 年度において下記事業に対して補助金の交付を受けたいので、壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第 8 条の規定により、関係書類を添付して申請します。なお、当社(団体)は、本申請を提出する者として、本申請書の申請の内容には真正であり虚偽がないこと、更に、申請する本事業は、他の公的補助金等の支援は受けないことを誓約いたします。

又、本申請にあたり要綱・要領に反したことにより一切の不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書（様式第 3 号）
- 3 市区町村税の完納証明書
- 4 店舗位置図、店舗平面図、改装前写真
- 5 事業計画に関する意見書（様式第 4 号）
- 6 その他商工会長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 8 条関係）

事 業 計 画 書

商号又は法人等の名称				
店 舗 概 要	所有者又は管理者 の氏名及び連絡先			
	所在地			
	面 積	m ²	家 賃	円
事 業 の 概 要	事業目的			
	事業内容			
	法令に基づく許認可について	必要・不要	取得済・予定 (月中)	
		資格の名称等		
	事業実施までのスケジュール			

補助事業の計画概要	改装計画
	家賃支払計画
本人に関する事項	1 今回の事業に対する勤務経験（有・無） 通算 年 2 事業を行うに当たり必要な法令等に基づく資格（有・無） 3 加盟予定の商店会の名称 4 出店に際しての動機等

様式第 3 号（第 8 条関係）

収 支 予 算 書

（収入）

区 分	予 算 額
自 己 資 金	
借 入 金	
商工会補助金	
そ の 他	
合 計	

（支出）

区分	総事業費	補助対象経費	補助金交付申請額
内 訳			
合計			

様式第 4 号（第 8 条関係）

事 業 計 画 に 関 す る 意 見 書

年 月 日

計 画 者	住 所	
	名称及び代表者名	
	代表者の生年月日	年 月 日
賃 貸 借 物 件 の 所 在 地		壬生町
賃 貸 借 物 件 の 従 前 の 用 途		
開 業 予 定 年 月		年 月
計画に関する意見※	開 業 準 備 状 況	
	当初運転資金計画	
	設 備 計 画	
	資 金 調 達 計 画	
	収 支 計 画	
	販 売 ・ 仕 入 先	
その他助言事項※ （税務・労務等）		
事業計画の妥当性※ （総合評価）		
経営指導員名※		

※欄は、経営指導員が作成

様式 5 号（第 10 条関係）

壬生町新規出店促進支援事業補助金（採択・不採択）決定通知書

壬商工第 号
令和 年 月 日

様

壬生町商工会
会長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました壬生町新規出店促進支援事業補助金
交付申請については、下記のとおり（採択・不採択）を決定いたしましたので、壬生町
新規出店促進支援事業補助金実施要綱第 10 条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助対象経費計 金 円
- 3 採択された補助額 金 円
- 4 採択の条件
 - (1) 補助事業の事業計画及び収支予算の変更、又は申請の取り下げをする場合
は、本通知を受領後、すみやかに変更等承認申請書を商工会長に提出し正副会
長会議の審議を受けること。
 - (2) 補助事業が、予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな
った場合は、すみやかに商工会長に報告し、その指示を受けること。
 - (3) その他の条件(追記)

壬生町新規出店促進支援事業補助金変更等（変更・取り下げ）承認申請書

令和 年 月 日

壬生町商工会 会長様

住所又は

所在地

電 話

申請者名

代表者名

印

令和 年 月 日付け壬商工第 号で補助金の採択交付決定を受けた補助事業について、下記のとおり（変更・取り下げ）をしたいので、壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第11条の規定により承認を申請します。

記

1. 事業名	()
変更理由	
変更前助補助対象経費合計額	円
変更前補助金申請額	円
添付書類 (1)採択決定通知書	
変更後事業実施予定期間	交付決定後 ～ 令和 年 月 日
変更後総事業費	円

様式7号（第11条関係）

(1) 変更後事業計画書

申請者名

団体又は 企 業 名		従業員数、会員数等 名	
代表者名		※申請者が個人・法人の場合は従業員 数(事業主、役員含む) 団体(任意)の場合は会員数又は組合 員数	
担当者名			
住所又は 所 在 地		電話番号	

②変更後補助事業の概要

1 変更後事業名		()
事業目的		
事業概要		
変更後補助金対象経費合計額		円
変更後補助金申請額		円

様式 8 号 （第 1 2 条関係）

壬生町新規出店促進支援事業補助金変更等（変更・取り下げ）決定通知書

壬商工第 号
令和 年 月 日

様

壬生町商工会
会長 印

令和 年 月 日付けで申請のありました壬生町新規出店促進支援事業補助金
変更等（変更・取り下げ）承認申請については、下記のとおり（変更・取り下げ）を決
定しましたので、壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第 1 2 条の規定により通知しま
す。

- 1 壬生町新規出店促進支援事業補助金変更等承認申請の（採択・不採択）を決定しま
した。

採択の条件等の有無 有 ・ 無

採択の条件等について

- 2 取り下げを承認する

様式 9 号（第 1 4 条関係）

壬生町新規出店促進支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

壬生町商工会 会長様

住所又は

所 在 地

電 話

申請者名

代表者名

印

令和 年 月 日付け壬商工第 号で補助金の採択決定を受けた補助事業について、下記のとおり完了いたしましたので、壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第 1 4 条の規定により、関係書類を添付して報告します。

記

1. 事 業 名	()
2. 採択された補助対象経費計	円
3. 採択された補助限度額	円
4. 補助事業の実施期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
5. 添付書類 (1) 新規出店改装補助事業 ア 交付決定通知書の写し イ 見積書及び領収書の写し ウ 改装の前後がわかる写真（カラーのものに限る。） (2) 新規出店家賃補助事業 ア 交付決定通知書の写し イ 領収書の写し	

様式 10 号 (第 15 条関係)

壬生町新規出店促進支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日
第 工 商 第 号

様

壬生町商工会
会長 印

令和 年 月 日付けで実績報告のありました壬生町新規出店促進支援事業補助金については、下記のとおり確定いたしましたので、壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第15条の規定により通知します。

記

補助金確定額	金 _____ 円
--------	-----------

様式 11 号（第 16 条関係）

壬生町新規出店促進支援事業補助金請求書

令和 年 月 日

壬生町商工会 会長様

住所又は
所在地 _____

申請者名 _____

代表者名 _____ ⑩

令和 年 月 日付け壬商工第 号において、補助金の確定を受けた(事業名) _____について壬生町新規出店促進支援事業実施要綱第 16 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助事業名

請求金額 金 円

振込先 金融機関名 _____

支店名 _____ 本 ・ 支店

口座種目 普通 ・ 当座

口座番号 _____

(フリガナ)

口座名義人 _____